

技能職員等の退職手当の特例に関する条例第 1 条の職員等を定める規則

平成28年 4 月 1 日規則第12号

技能職員等の退職手当の特例に関する条例（平成27年条例第51号）第 1 条の組合規則で定める職員は、大阪市の例によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。